



2 4 諮 問 第 1 号

2012 年（平成 24 年）1 月 25 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 鯨 岡 恵美子 様

逗子市長 平 井 竜 一

入管法及び入管特例法並びに住民基本台帳法の改正に伴う法務省への
オンライン結合による個人情報の提供について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、別添
事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

市民協働部戸籍住民課
住民登録係
（内線 287）

(別 添)

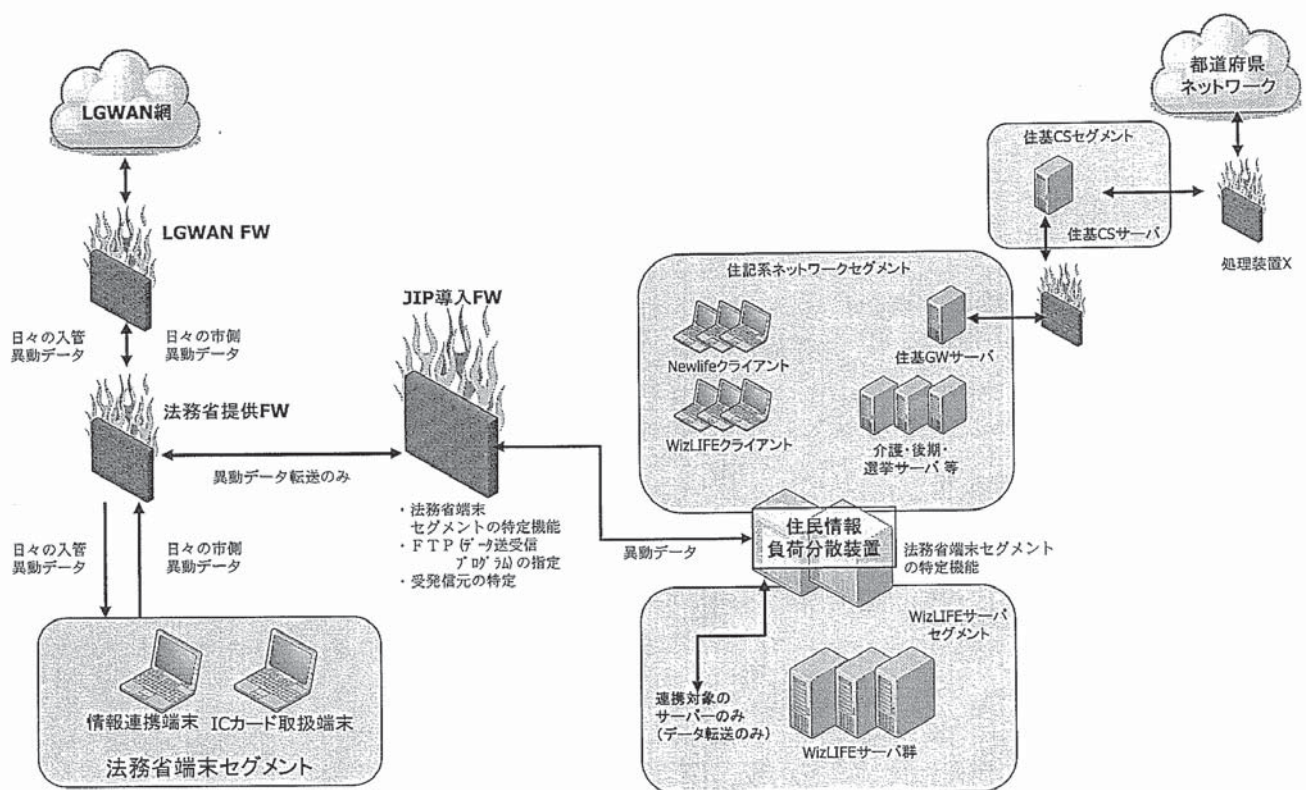
担当所管名	市民協働部戸籍住民課
事務の名称	住民登録事務（外国人の住民登録）
事務の目的及び根拠法令等	外国人住民に係る出入国及び居住情報の内容変更について、法務省及び市区町村間において相互通知することにより連携を図るもの。 「根拠法令」 ・ 出入国管理及び難民認定法「第 61 条の 8 の 2」 ・ 住民基本台帳法の一部を改正する法律「第 30 条の 50」
対象となる個人の類型	住民基本台帳法（平成 24 年 7 月 9 日現在）に基づき逗子市に住民登録する外国人若しくは住民登録していた外国人
提供する個人情報項目・対象者数	氏名（アルファベット、漢字）、出生年月日、住所、性別、国籍、在留カード等の番号、転入日等 約 5 0 0 名
提供先	法務省
オンライン結合の内容等	出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、住民基本台帳法に基づき、外国人住民の出入国及び居住情報を、法務省及び市の相互間で提供するもの。
備 考	

住民基本台帳法改正に伴う関連法令の改正経緯

(平成 24 年 (2012) 1 月 20 日現在)

区分	法令名	パブコメ切日	公布日	施行日等
法律	住民基本台帳法の一部を改正する法律 (平成 21 年法律第 77 号)		H21 (2009) 7/15	公布の日から 3 年以内の 政令で定める日 H24 (2012) 7/9 「政令 A により決定」
政令 ①	住民基本台帳法施行令の一部を改正す る政令 (平成 22 年政令第 253 号)	H22 (2010)11/18	H22 (2010)12/27	住民基本台帳法の一部を改 正する法律の施行日
政令 ①-2	住民基本台帳法施行令の一部を改正す る政令の一部を改正する政令 (平成 24 年政令第 4 号)	H23(2011)12/18	H24 (2012)1/20	一部を改正する等の法律 の施行日から施行 H24 (2012) 7/9 一部規定を除く
省令 ②	住民基本台帳法施行規則の一部を改正 する省令 (平成 22 年総務省令第 113 号)	H22 (2010)11/18	H22 (2010)12/27	住民基本台帳法の一部を改 正する法律の施行日
省令 ②-2	住民基本台帳法施行規則の一部を改正 する省令の一部を改正する省令 (平成 24 年総務省政令第 4 号)	H23(2011)12/18	H24 (2012)1/20	一部を改正する等の法律 の施行日から施行 H24 (2012) 7/9 一部規定を除く
政令 A	住民基本台帳法の一部を改正する法律 の施行期日を定める政令 (平成 24 年政令第 3 号)		H24 (2012)1/20	一部を改正する等の法律 の施行日 H24 (2012) 7/9
通知	住民基本台帳事務処理要領	素案検討中	未定	未定
通知	仮住民票事務処理要領	素案検討中	未定	未定
通知	印鑑登録証明事務処理要領	素案検討中	未定	未定
法律	出入国管理及び難民認定法及び日本国 との平和条約に基づき日本の国籍を離 脱した者等の出入国管理に関する特例 法の一部を改正する等の法律 (平成 21 年法律第 79 号)		H21 (2009) 7/15	公布の日から 3 年以内の 政令で定める日 H24 (2012) 7/9 「政令 B により決定」
政令 B	出入国管理及び難民認定法及び日本国 との平和条約に基づき日本の国籍を離 脱した者等の出入国管理に関する特例 法の一部を改正する等の法律の施行期 日を定める政令 (政令第 419 号)		H23 (2011)12/26	一部を改正する等の法律 の施行日 H24 (2012) 7/9 (一部事前申請等の施行 日は、H24 (2012) 1/13)
政令	日本国との平和条約に基づき日本の国 籍を離脱した者等の出入国管理に関す る特例法施行令 (政令第 420 号)	H23(2011)11/25	H23 (2011)12/26	一部を改正する等の法律 の施行日から施行 H24 (2012) 7/9
政令	出入国管理及び難民認定法及び日本国 との平和条約に基づき日本の国籍を離 脱した者等の出入国管理に関する特例 法の一部を改正する等の法律の施行に 伴う関係政令の整備及び経過措置に 関する政令 (政令第 421 号)	H23(2011)11/25	H23 (2011)12/26	一部を改正する等の法律 の施行日から施行 H24 (2012) 7/9 一部規定を除く
省令	出入国管理及び難民認定法及び日本国 との平和条約に基づき日本の国籍を離 脱した者等の出入国管理に関する特例 法の一部を改正する等の法律の施行に 伴う法務省関係省令の整備及び経過 措置に関する省令 (法務省令第 43 号)	H23(2011)11/25	H23 (2011)12/26	一部を改正する等の法律 の施行日から施行 H24 (2012) 7/9 一部規定を除く
省令	日本国との平和条約に基づき日本の国 籍を離脱した者等の出入国管理に関す る特例法施行 (法務省令第 44 号)	H23(2011)11/25	H23 (2011)12/26	一部を改正する等の法律 の施行日から施行 H24 (2012) 7/9 一部規定を除く
告示	在留カード等に係る漢字氏名の表記等 に関する告示 (法務 582)		告示 H23 (2011)12/26	

法務省連携端末連携端末【概念図】



法務省情報端末による通知等の根拠法令について

外国人住民に係る関係法令の改正に伴う、住所異動等の法務省間の通知については、以下の根拠法令に基づき行われる。

市町村⇒法務省への通知 ①根拠、②施行日、③方法

①出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）【抜粋】

改正法第二条による改正の施行日平成21年7月15日から3年を超えない範囲内で施行

（住民票の記載等に係る通知）

第六十一条の八の二

市町村の長は、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。

（事務の区分）

第六十八条の二

第十九条の七第一項及び第二項（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

②出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（法務省政令第419号）

施行期日は平成24年7月9日

③出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

題名を次のように改める出入国管理及び難民認定法施行令【抜粋】

第二条

市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。）の長は、法第十九条の七第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）、法第十九条の八第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）又は法第十九条の九第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）があったときは、当該届出に係る次に掲げる事項を、法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他法務省令で定める方法により、法務大臣に伝達するものとする。

第六条

法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第十一条、第十二条第一項及び第三項並びに第三十条の二十八の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項に定める事由（住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知があったことを除き、記載の修正の事由にあっては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。）とする。

（途中省略）

3 前項の規定による通知は、法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。

法務省⇒市町村への通知 ④根拠、⑤方法

④住民基本台帳法の一部を改正する法律【抜粋】

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知）

第三十条の五十 **法務大臣は**、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の**市町村長に通知**しなければならない。

⑤住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案概要【抜粋】

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室

（3）法務大臣から市町村長への電気通信回線を通じた通知（令第30条の31関係）

住民基本台帳法第30条の50に基づく法務大臣から住所地市町村長への通知について、電気通信回線を通じて送信する方法等により行うものとする。

データの保存関係

外国人登録法の廃止に伴い、法施行日以後、外国人登録原票「国様式で紙管理」は法務省が回収することになっている。なお、原票に基づく外国人登録システムデータ及び住民記録システムの外国人宛名情報等は、根拠法令が廃止のため、市の個人情報保護制度により保存の存否を判断する見解が国から示されている。

外国人登録システムのデータ及び住民記録システムの外国人宛名情報の保管の必要性

- (1) 住民基本台帳に記載される外国人住民の前住所、氏名変更等の履歴が引き継がれない。
- (2) 税などの他業務で使用しているため、税等の時効までデータ使用が継続する。
- (3) 外国人住民の同一人確認及び在留履歴の確認作業等、法施行後の業務が継続する。
- (4) 従来から日本人の住民記録の保存期間は、5年となっている。
- (5) 外国人住民を住民基本台帳に記載し、外国人登録を廃止する大幅な改正のため、想定外の事務処理が発生する可能性がある。

以上のことから「個人情報事務登録簿」の変更により、税の時効を考慮して保存期間を10年とし、期間満了時において必要性を見直していく扱いとしたい。

外国人登録事務取扱要領（平成12年3月1日付け法務省管登第1100号別冊）【抜粋】

第21 書類の保存期間

市区町村長は、次により関係書類を整理し、これを補完することとする。

- (1) 法の解釈及び運用に関する一般的通知は永久に保管する。
- (2) (省略)
- (3) 番号台帳は入国管理局から通知があるまでこれを保管する。
- (4) 各申請書及び訂正申立書の保存期間は3年とする。
- (5) 外国人出入国通知書及び入国管理局からの原票の閉鎖指示文書については、第18の2閉鎖に関する事務手続の措置を了したときは焼却して差し支えない。
- (6) 外国人から返納を受け又は交付しなかった登録証明書は、第4の9の(3)の要領により廃棄する。
- (7) その他外国人登録事務関係書類の保存期間は3年とする。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年九月十一日政令第二百九十二号）【抜粋】

(保存)

第三十四条 第八条、第十条若しくは第十二条第三項の規定により消除された住民票（世帯を単位とする住民票にあつては、全部が消除された住民票に限る。）又は第十九条の規定により全部が消除された戸籍の附票は、その消除された日から五年間保存するものとする。第十六条（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき住民票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の住民票又は戸籍の附票についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、戸籍の附票に住所の記載の修正によつて国内における住所の記載をしていない者（以下この項において「在外者等」という。）に関する記載（記載の消除を含む。以下この項において同じ。）をした戸籍の附票の全部を第十九条の規定により消除した場合における消除された戸籍の附票は、その消除された日から八十年間保存するものとする。第二十一条において準用する第十六条の規定に基づき在外者等に関する記載をした戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票についても、同様とする。ただし、死亡したことにより戸籍から除かれた在外者等（以下「死亡在外者等」という。）に関する記載をした戸籍の附票であつて死亡在外者等以外の在外者等に関する記載をした戸籍の附票でないものの全部を消除した場合又は死亡在外者等に関する記載をした戸籍の附票であつて死亡在外者等以外の在外者等に関する記載をした戸籍の附票でないものを改製した場合には、この限りでない。

3 法及びこの政令に基づく届出書、通知書その他の書類は、その受理された日から一年間保存するものとする。



24 逗個情運収第 1 号の 2
2012 年（平成 24 年）2 月 2 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 鯨 岡 恵 美



入管法及び入管特例法並びに住民基本台帳法の改正に伴う
法務省へのオンライン結合による個人情報の提供について
（答申）

平成 24 年 1 月 25 日付け、諮問のありました「入管法及び入管特例法並び
に住民基本台帳法の改正に伴う法務省へのオンライン結合による個人情
報の提供について」に係る逗子市個人情報保護条例第 11 条第 2 項の規定に基
づくオンライン結合につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認めま
す。

以上